

# 戸籍証明書等郵便請求書

大分市長 殿

令和 年 月 日

## 【必要な人の】

本籍 (※本籍地に請求して下さい。)	大分市
筆頭者 (※死亡しても変わりません。)	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日
※個人事項証明(戸籍抄本)・身分証明書・附票の一部の場合は必要な人の氏名。	(※全部事項証明(戸籍謄本)・附票の全部が必要な場合は記入しないで下さい。) (生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日

## 【何が必要ですか】

必要なもの	手数料	通数	※使用目的など具体的に記入して下さい。  記載例1、〇〇死亡に伴う相続で、〇〇の出生～死亡までがわかる戸籍が各口通必要。 記載例2、☆☆が▽▽町～△△町に住んでいた住所のつながりがわかる附票が口通必要。 注:附票は必要な住所により、2通以上にまたがる場合があります。
戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	450円	通	
戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	450円	通	
除籍全部事項証明(除籍謄本)	750円	通	
除籍個人事項証明(除籍抄本)	750円	通	
改製原戸籍(謄本・抄本)	750円	通	
戸籍附票(全部・一部) 本籍・筆頭者の記載 要・不要	300円	通	
身分証明書	300円	通	
受理証明書	350円	通	
届書記載事項証明書	350円	通	
独身証明書	300円	通	
その他(証明)	300円	通	
※2週間以内に戸籍届出をした方は、記入して下さい。 令和 年 月 日に( )市区町村に【出生・死亡・婚姻・離婚・その他( )】届を提出。			

## 【請求者の】

住所 〒 -	※昼間連絡のつく電話番号 ( ) -
フリガナ 氏名 (生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日	筆頭者との続柄 本人・夫・妻・子・孫 父母・祖父母・その他( )

## 【交付請求の方法】

① この請求書(必要事項を記入のうえ送付して下さい。)
② 手数料(定額小為替または現金書留) ※定額小為替は郵便局で購入し、何も記入せずに送ってください。
③ 返信用封筒(宛名を書いて切手を貼って下さい。) ※戸籍及び除籍の謄抄本は住民登録地以外への送付はできません。
④ 請求者の本人確認書類(運転免許証・住基カード・保険証等のコピー) ※現住所が裏面に記載の場合、裏面もコピー

※身分証明書を請求される場合は、請求は本人請求に限ります。

※偽りその他不正な手段により証明書の交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第135条)

※ただし、戸籍の附票については、30万円以下の罰金に処せられます。(住民基本台帳法第46条)

大分市役所市民課	〒870-8504	大分市荷揚町2番31号	097-537-5615
鶴崎支所	〒870-0103	大分市東鶴崎1丁目2番3号	097-527-2111
大在支所	〒870-0268	大分市政所1丁目4番3号	097-592-0511
坂ノ市支所	〒870-0308	大分市坂ノ市南3丁目5番33号	097-592-1700
大南支所	〒879-7761	大分市大字中戸次5115番地の1	097-597-1000
植田支所	〒870-1155	大分市大字玉沢743番地の2	097-541-1234
佐賀関支所	〒879-2201	大分市大字佐賀関1407番地の27	097-575-1111
野津原支所	〒870-1292	大分市大字野津原800番地	097-588-1111
明野支所	〒870-0161	大分市明野東1丁目1番1号	097-558-1255

※全部事項証明(戸籍謄本)とは、その戸籍の全部を、個人事項証明(戸籍抄本)とは、その戸籍の一部を印字又は写したものです。

※戸籍の電算化により平成19年9月15日以前に婚姻や死亡によって除籍している方は現在戸籍には記載されません。